

違法民泊の情報を

お寄せください!



「違法民泊」とは?

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供することを「民泊サービス」といいます。

民泊サービスを行うためには、住宅宿泊事業法に基づく届出又は旅館業法に基づく許可が必要となります。

いわゆる「違法民泊」とは、これらの法に基づく届出を行わず、又は許可を得ずに民泊サービスを行うことであり、行った場合は旅館業法違反となります。（罰則の適用を受けることもあります）



違法民泊が疑われる施設等を把握された場合は、情報をお寄せください!

名古屋市公式ウェブサイトにて、住宅宿泊事業法に基づく届出を行った住宅及び旅館業法に基づく許可を取得した施設の一覧を掲載しております。

名古屋市公式ウェブサイト

検索



お問い合わせは、管轄の保健センター環境薬務室まで

管轄保健センター	電話番号	FAX番号	担当区
千種保健センター 環境薬務室 〔千種区星が丘山手 103 番地 (東星ふれあい広場)〕	753-1921	751-3545	千種区・昭和区・瑞穂区・名東区
中村保健センター 環境薬務室 〔中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1 〕	433-3063	483-1131	西 区・中村区・熱田区・中川区
中保健センター 環境薬務室 〔中区栄四丁目 1 番 8 号 〕	265-2266	265-2259	東 区・北 区・中 区・守山区
南保健センター 環境薬務室 〔南区東又兵卫町 5 丁目 1 番地の 1 〕	614-2885	614-2818	港 区・南 区・緑 区・天白区

